

(お知らせ)

令和2年5月12日

京都市新型コロナウイルス感染症対策本部

担当：保健福祉局医療衛生推進室

電話：075-222-4244

新型コロナウイルス感染症患者の退院及び入院勧告の解除について

本市において発表しました新型コロナウイルス感染症患者について、症状が軽快したことから、2回にわたり、PCR検査を行った結果、いずれも陰性となりました。

厚生労働省の退院に関する基準に合致し、下記のとおり退院又は入院勧告が解除されましたので、お知らせします。

記

事例	広報日	退院又は入院勧告解除の日
本市174例目	4月20日	4月30日
本市120例目	4月12日	5月3日
本市73例目	4月5日	5月4日
本市122例目	4月12日	5月5日
本市199例目	4月27日	5月7日
本市141例目	4月15日	5月10日
本市221例目	5月3日	5月11日
本市172例目	4月20日	5月12日
本市193例目	4月26日	5月12日
本市205例目	4月27日	5月12日
本市214例目	5月1日	5月12日
本市216例目	5月2日	5月12日

【参考】退院に関する基準（厚生労働省資料抜粋）

軽快（※）後、24時間後にPCR検査を実施して陰性が確認され、1回目の検体採取から24時間後の検体で再度PCR検査を行った結果、陰性が確認されること。

※ 軽快…24時間37.5度以上の発熱がなく、呼吸器症状が改善傾向であること。